

令和6年第4回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和6年12月18日（水）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	12月18日 午前9時00分宣告（第3日）			
応 招 議 員	1 番	多 田 陽 子	2 番	山 岸 美登利
	3 番	志 治 市 義	4 番	石 原 裕 介
	5 番	飯 田 雅 広	6 番	板 倉 浩 幸
	7 番	三 浦 知 将	8 番	吉 田 正 昭
	9 番	加 藤 裕 子	10 番	富 田 さとみ
	11 番	伊 藤 俊 一	12 番	水 野 智 見
	13 番	安 藤 洋 一	14 番	佐 藤 茂
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横 江 淳 一	副 町 長	加 藤 正 人
	政 推 進 策 室	室 長	小 島 昌 己		
	総 務 部	部 長	鈴 木 敬	総務課長	藤 下 真 人
	民 生 部	部 長	不 破 生 美		
	産 建 設 業 部	部 長	肥 尾 建 一 郎	次長兼まちづくり 推進課長	福 谷 光 芳
	上下水道部	部 長	伊 藤 和 光	水道課長	寺 本 章 人
	消 防 本 部	消 防 長	竹 内 豊		
	教 育 委 員 局 会 事 務 局	教 育 長	服 部 英 生	教 育 部 長 教 次	館 林 久 美
本会議に職務 のため出席した者の職氏名	議 事 務 会 局	局 長	萩 野 み 代	書 記	荒 木 慎 介
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番 号	質 問 者	質 問 事 項	
7	富 田 さとみ	蟹江町の水道を考える……………	128
8	安 藤 洋 一	都市計画税の有効活用を求む……………	136

○議長 水野智見君

皆さん、おはようございます。

令和6年第4回蟹江町議会定例会継続会を開催しましたところ、昨日に引き続き定刻までにご参集いただきありがとうございます。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持込みを許可しています。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用するいただきますようお願いします。

傍聴される皆さんにもお願いがあります。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますようご協力をお願いします。

議員のタブレット及び理事者の皆さんのお手元に、富田さとみさんから提出されました本日の一般質問の際の参考資料を配付していますので、お願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許可します。

質問7番 富田さとみさんの「蟹江町の水道を考える」を許可します。

富田さとみさん、質問席へお着きください。

○10番 富田さとみ君

皆様おはようございます。

10番 新生クラブ 富田さとみでございます。

議長に許可をいただき、通告書どおり、「蟹江町の水道を考える」について質問させていただきます。

では、各地で、P F A S（有機フッ素化合物）が地下水や浄水場などで検出されていることが問題になっています。先日は、岡山県内で基準値を大幅に超えた数値の検出、公費で住民へ血液検査が実施されたというニュースがありました。ほか地域でも検出された報道が多くなっています。愛知県内でも検出のニュースを受け、蟹江の住民の中にも不安を感じられている方もお見えです。自分たちが毎日使用している水道はどうか、安全なんだろうか、そういう疑問は少なからず湧いてきます。

そこで、蟹江町水道管理事務所に赴き、お話を聞かせていただきました。水道の仕組みや成り立ち、また検査内容や管理についても伺いして、安全であることを私自身確認することができました。ホームページにも安全性が伝えられています。町民の皆様にも蟹江町の水道の安全性を知っていただき、安心して利用していただくためにも、今回改めて質問をさせていただきます。

では、まず、こちらの写真は、蟹江町水道管理事務所になります。蟹江町では、以前は地下水をくみ上げ簡易水道として利用していましたが、現在では地下水の使用はゼロと聞きました。地下水を利用していた過去から、現在は愛知県営水道尾張西部浄水から購入した水を供給しているそうですが、蟹江町の水道の成り立ち及び現在までの経緯など、ぜひお聞かせください。お願いいたします。

○水道課長 寺本章人君

では、ご質問のありました蟹江町の水道の成り立ち及び経緯等についてお答えさせていただきます。

蟹江町の水道は、昭和46年4月から組合営の簡易組合と町営の簡易組合が統合し、公営企業法適用の水道事業として発足いたしました。

平成19年度までは、地下水を浄水処理した自己水と県営水道から供給される上水を水源に供給しておりましたが、地下水の水質悪化をはじめとした要因により、平成20年度から県営水道のみを水源に供給しております。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございます。

各組合で地下水を浄化して使用していたのが、蟹江町が1つにまとめ今に至っているわけですね。平成19年度までは地下水も浄化して県水と併せて利用していたこと、今現在は、愛知県水を100%使用の水道になったのは比較的新しいことが分かりました。私自身は、地下水のくみ上げで地盤沈下になってきたことが大きく影響したのかなと思っておりました。

では、こちらは配水池になります。

次に、尾張西部浄水から各家庭までに届く水道の経路と形態などの水の流れについて教えてください。ほかの地域では、原水から家庭の蛇口までの流れをホームページで写真つきで分かりやすく伝えています。蟹江町の説明は簡単に感じましたので、お願いいたします。

○水道課長 寺本章人君

では、ご質問のありました尾張西部浄水場から各家庭に届く水道の経路と形態など水の流れについてと、ホームページの説明等についてご回答させていただきます。

蟹江町が供給している水道水は、岐阜県下呂市にある岩屋ダムを水源とした木曽川の水を尾西取水口から木曽川の表流水を取水し、稲沢市祖父江町の尾張西部浄水場で浄化処理された後、蟹江町の配水池に貯留されます。その後、配水ポンプを使用して各家庭に安定供給しております。

議員からお話のありましたホームページの内容につきましては、住民の方に分かりやすいように工夫していきたいと思っております。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございました。

こちら、今ご説明いただいた配水池でございます。こちらに100%県水が各家庭に供給されているということ、理解できました。この写真の配水池から各家庭に配られているということ、ホームページ内に、ほかの自治体を参考に家庭までの流れを分かりやすく記載していただければと思って質問させていただきました。

では、次に、検査方法と検査回数などについてです。

ホームページを拝見いたしますと、毎月水質検査が行われ、水質基準に適合と記載されております。具体的にどのように検査をされて安全を確認していただいているのかお教えてください。お願いいたします。

○水道課長 寺本章人君

ただいまご質問のありました、具体的にどのように検査をされ安全を確認しているのかという質問に対してお答えをさせていただきます。

安全な水を供給するために、水道法に基づき毎事業年度の開始前に蟹江町水道水質検査計画を作成し水質検査を実施しております。水質検査には、毎月検査、水質基準項目検査、消毒副生物検査、水質管理目標設定項目検査、日常管理があります。毎月検査として、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度の9項目を町内の給水区域末端給水栓4か所で行っております。

水質基準項目検査としては、全51項目を町内の給水区域最末端給水栓1か所で年に1度行っております。

消毒副生物検査として、12項目を町内給水区域最末端給水栓1か所で年3回行っております。

水質管理目標設定項目として、5項目を町内の給水区域最末端給水栓1か所で年1回行っております。

これらの検査は、水質検査委託機関に業務委託しており、対象となる給水栓で採水し、検査機関に持ち帰った上で、国が定めた水道水の検査方法で検査しております。

日常管理として、色、濁り、残留塩素の3項目を町内3か所で行っております。日常管理は、開庁日には職員が、閉庁日には蟹江町指定工事店組合に委託して毎日目視で確認しております。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございます。

こちらが、今紹介していただきました検査結果になります。豊台団地公民館、新蟹江北保育所、蟹江南クリーンセンター、飛びましたが、須成保育所、この4か所で毎月必ず検査が

行われている、そういうことが分かりました。その内容がホームページの、こちらにも公表されている内容となっています。蟹江町でも地下水の検査も行われたと聞きました。現在は地下水の使用はゼロと聞きましたが、なぜ検査は行われているのでしょうか。今後も継続した検査をされるのでしょうか。回数や検査箇所が増えることもありますか。検査された結果はいかがだったのでしょうか、教えてください。

○水道課長 寺本章人君

では、議員からご質問のありました地下水の検査についてお答えをさせていただきます。

地下水を検査している理由は、蟹江町が非常用として管理している深井戸が残っており、こちらの地下水は、現在のろ過施設では飲料水として不向きのため水道水として使用しておりません。しかしながら、非常時に飲み水以外で使用することを想定しておりますので、水道法に基づく水質基準項目39項目を年に1度行っております。今後につきましても、引き続き同様に検査を行ってまいります。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございます。

検査内容も水道水と同様、検査機関に持ち帰り丁寧に調べていただいていることが分かりました。

では、蟹江町での日々の管理体制はどうなっているのでしょうか。毎月の検査に加えて安全なお水を供給するためのどのような業務内容のお仕事をされているのか教えてください。

○水道課長 寺本章人君

では、議員の先ほどのご質問の蟹江町での日々の管理体制及び安全な水を供給するための業務内容についてお答えをさせていただきます。

管理体制につきましては、安全な水を供給するために水安全計画に基づいた管理と水質検査計画に基づく水道水の検査を行い、安全を確認しております。先ほどの答弁と重複しますが、日常管理として、職員と、閉庁日には蟹江町指定工事店組合が毎日確認をして、日常管理以外は水質検査機関へ委託し検査を行っております。検査結果に不適事項があった場合は、愛知県などから助言を受け対処することとなっております。

また、蟹江町は県営水道のみを水源としておりますので、県と連携を図り、水質状況の把握等に努めております。

各家庭への給水につきましては、冒頭にもお話ししたとおり、配水池から配水ポンプを使用することで各家庭に安定した水道水を供給しております。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございます。

毎月の4か所の水質検査に加え、毎日の検査をしていただき安全を確認していただいております。また、日々の状況に応じ、6本あるポンプの調整などの業務を毎日行っており、私たち住民が安心して使用でき安定した供給につながっていることを理解いたしました。

では、先ほどの質問とも重複いたしますが、毎日、毎月の検査ではたくさんの項目の中から抜粋した検査となっておりますが、このほかの項目について、先ほども言われましたがどのようにされているのか教えてください。頻繁に調べなくてもよいものなのか、その点についてもお願いいたします。

○水道課長 寺本章人君

では、議員のご質問にあります抜粋した検査項目、その他の項目についてはどのようにされているか、頻繁に調べなくてもよいものなのかについてお答えをさせていただきます。

検査項目、検査回数につきましては、水道法に定められた項目、回数を実施しておりますのでございます。先ほどと重複しますが、年に1回は全51項目の検査も行っております。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございました。

浄水水質検査の結果が2枚こちらにございます。採水地点が稲沢市祖父江の尾張西浄水と蟹江供給点と水道事務所になっております。年に一度はこの項目を全て調べていただき、このページになりますが、今年の10月に検査されたものがこの結果になります。それでよかったですね。こちらは……。

(「県になりますね」の声あり)

はい。毎月の検査も併せて、水質基準適合とあります。ありがとうございました。

では、このPFASの有無についてたどっていくと、このページにたどり着きます。このページは愛知県のホームページですが、この数字や記号を見ても分かりかねますが、どのように見て理解すればいいのか教えてください。

○水道課長 寺本章人君

先ほどの議員のご質問でございます。こちらの表ですが、尾張西部浄水場と書かれたところですね、こちらのところが蟹江町が給水を受けているところでございます。PFASの項目として、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）、PFOA（ペルフルオロオクタン酸）、PFHxS（ペルフルオロヘキサンスルホン酸）の3項目になっております。こちらは、検出結果が2ナノグラムを下回っているというところでございます。2ナノグラムというのは、定量最下限値でございまして、図ることができないという結果となっております。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございます。

結果、限りなくゼロに近いということで、安心いたしました。この単位の説明や数字の説明もあるとよいかと感じました。お恥ずかしいですが、私自身もお聞きしてそういうことねと理解がやっとできました。

では、蟹江町の水道は安全ということは理解できますが、最近のニュースや特集などで取り上げられている発がん性物質であるPFAS検出などの話題をどのように捉えられていますか。ほか地域では、PFASがなぜ水道水から検出されているのか、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

○水道課長 寺本章人君

ただいまご質問のありました最近のニュースや特集で取り上げられている発がん性物質であるPFAS検出等の話題、それから他地域でPFASがなぜ水道水から検出されているのかについてお答えをさせていただきます。

PFASにつきましては、水に溶けやすく揮発しない物質であるため、環境中に放出された場合には、水の中に移行しやすい上、分解が難しいため、長期間環境に残留されると言われています。PFASが検出された事例では、水道水として使用されていた地下水から検出されたものと聞き及んでおります。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございました。

汚染された土壌から地下水へ浸透するということですね。しかし、蟹江町の水道は地下水の利用はなくPFASの混入はないということで安心して使用できるため、蟹江町においても心配もないというふうに捉えられているということが分かりました。

では、次にいきます。

ほか市町村では、PFASについても検査されているところもあり、詳しい検査結果などが提示されています。ホームページではPFASなどの説明もされています。蟹江町ではいかがでしょうか。ホームページでは安全の広報はされていますが、県のホームページと同じ内容でございました。蟹江町単独では行われていないということでしょうか。

○水道課長 寺本章人君

ただいまご質問のありましたホームページではPFASの説明もされています。蟹江町はいかがでしょうかと、PFASですけれども、蟹江町単独では行われていないのかについてお答えをさせていただきます。

蟹江町では、現在、地下水を使用しておらず、県営水道から購入した水のみを水道水として供給しておりますので、県と同様の内容となっております。購入している水につきましては、PFASの検査がされており、結果は基準値以下であることを確認しておりますので安全でございます。

蟹江町独自として、昨年、平成19年度まで水道水として使用していた地下水のP F A Sの検査を行いました。検査結果は基準値以下でありました。今後も定期的に確認を行ってまいります。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございました。

検査も行っていたという事で、安心できました。

しかし、多くのP F A Sについてのニュースが飛び交う中、蟹江町においてもただ安全ということを知らせるだけでなく、より丁寧な説明も必要と考えます。私自身、お話を伺い安全ということでも安心もいたしましたが、ホームページの内容だけでは十分ではないように感じました。丁寧な解説があるとより分かりやすく伝わるのではないかと感じています。

では、ここまでのご答弁で、細かく検査を行い、蟹江の水道の安全性を確認でき、蟹江町の各家庭までの経路や形態、管理体制も安心できるものであることも伺いました。町民へ蟹江町の水道の安全性を知らせる広報はいかがでしょうか。先ほどと重なる点もありますが、蟹江町の水道水の安全性を広報することで安心して使用できるのではないのでしょうか。ホームページも拝見しましたが、何がどう安全なのか、分かりづらい点もありました。定期・不定期でもよいので、住民の皆様に分かりやすく安全であることを伝えていただければと存じます。ホームページだけでなく、広報「かにえ」の紙面での周知も大変有効と考えますが、いかがでございましょうか。

○水道課長 寺本章人君

ただいま質問のございました蟹江町の水道の安全を知らせる広報についてお答えをさせていただきます。

ホームページでは、当町が行った水質検査結果と県営水道水質検査結果を掲載しております。また、水道水中における有機フッ素化合物（P F A S）については、供給元である愛知県が検査を実施し、定期的に報告を受けており、安全であることを確認しております。P F A Sの検査結果は町のホームページから確認できるよう、リンクを張って見るようにしております。ホームページを見ることができない方への周知方法につきましては、検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございました。

ホームページは、関心があり能動的に知りたい人は見ることができます。しかし、関心があってもできない人には、毎月町から届く広報は正しい情報として受けることができます。そのためにも、ぜひ広報「かにえ」でも取り上げていただければと思います。住民の皆様が

目を止めていただくことで周知できる機会が増えることでしょう。毎日使う大切なお水を職員の方々が日々安全を確認して供給していただいています。

今回、何度か水道管理事務所に赴き、お話を伺い、ポンプ室や非常電源なども見学させていただき、大変勉強になりました。また、検査についてもPFASだけでなく多くの項目を日々注意深く実施していただいていることや水道の成り立ちなどをお伝えいただく機会が増えればと考えます。文字だけではなく、イラストや写真も含めた親しみのあるものになればさらによいかと思っております。

では、最後に、社会見学などで、誰でも蟹江町の水道管理事務所が重要な施設ということを知る機会があるのでしょうか。蟹江町は愛知県営水を供給されていますから、浄水場は祖父江です。元であるその祖父江の浄水場への見学なども以前は紹介されていたと伺いましたが、今後そのようなご検討はいかがでございましょうか。

○水道課長 寺本章人君

ご質問のありました蟹江町水道事務所を学ぶ機会、また愛知県尾張西部浄水場への見学についてお答えをさせていただきます。

以前ではございますが、蟹江町水道事務所のほうで社会見学を受け入れておりました。最近、申出がございませんので行っていないところでございます。愛知県企業庁において、水道施設見学ツアーなどを行っております。機会があればぜひ参加をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございました。

お水の重要性、貴重であること、原水が湧き出て川になり、浄水、配水され蛇口まで届く水の流れ、そして、そこに多くの人たちの関わりがあること、学ぶ機会を企画していただければとお願いいたします。私もぜひ参加したいと思っております。今後、広報と併せてご検討のほどよろしくお願いいたします。

では、今回、PFASへの懸念についてお伺いいたしました。1万を超える有機フッ素化合物の中で、特に昨今取り沙汰されているPFASです。地下水使用での健康への懸念要素が多く不安につながっていると思います。まだまだ分からない部分も多いようですが、マスコミやテレビなどの報道で自分たちの水道について見直す機会となりました。安心して使用できることを伺え、町民の皆様にもお伝えしたく存じます。

また、話題のPFASの項目だけでなく、日頃より安全なお水を供給するために多くの検査を怠らず守られていることなど、多くの職員の方々のご努力で私たちは安心して使用できております。先ほども申しましたが、皆様の取組や検査結果などを広く町民の皆様へお知らせいただく周知方法のご検討を再度お願い申し上げます。

最後に、今回、課長と打合せしたときの資料を提示させていただきます。

今回の質問とは直接関係ないのですが、地盤沈下が懸念されるこの地域には、工業用水法、県民の生活環境の保全等に関する条例として地下水の採取を規制されていることを知りました。それがこちらになります。また、採取を規制されているところ、尾張地区の法に基づいた地域はこちらになります。この地図内がこの法に基づいたところになります。こうした地盤沈下を防ぐための取組で、地下水も含み、愛知県、そして蟹江町でも守られている上での水道なのだと感じましたので、この資料を併せて入れさせていただきました。

本日は蟹江町の水道の安全を確認させていただいた質問となりました。大変勉強となりました。本当にありがとうございました。また、皆様、今後も安心、安定した水道の供給をお願いして質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長 水野智見君

以上で、富田さとみさんの質問を終わります。

質問8番 安藤洋一君の「都市計画税の有効活用を求む」を許可します。

安藤洋一君、質問席へお着きください。

○13番 安藤洋一君

改めまして、皆さん、おはようございます。

13番 新風 安藤洋一でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、「都市計画税の有効活用を求む」と題しまして質問をさせていただきます。

本年の6月議会において、都市計画税の条例案が可決され、いよいよ、来年度、令和7年4月から課税が始まり、固定資産税に合算された納税通知書が送付されます。これは平成5年度に当時の都市計画税条例が廃止されて以来、約30年ぶりの課税復活ということになります。その都市計画税については、昨年12月議会の一般質問において私自身もお聞きしましたし、その後も多数の議員から質問がなされました。

しかし、町民から見ると、まだまだまいち分かりにくい部分、曖昧な部分もあるかと思われますので、改めて整理、確認の意味も含めて質問をさせていただきます。

よって、過去の質問と重複する内容もあるかと思いますが、町民の皆さんが理解を深めるためにも丁寧に分かりやすい答弁をお願いいたします。

町のこれまでの説明によると、都市計画税は、都市計画事業及び土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税であり、約3億9,000万円の税収の増になるとお聞きしております。また、蟹江町では、現時点では、下水道整備事業、都市計画道路、南駅前線整備事業、富吉駅南地区土地区画整理事業が対象であるとお聞きしております。都市計画税導入により捻出された一般財源により、老朽化が進行する公園や道路、橋梁の維持補修、狭隘道路の改修等にも活用が期待されます。さらに、災害時の避難所に指定されている学校や町体育館へ

のエアコン設置に活用したいという答弁もお聞きしております。

ホームページでは、南駅前線をはじめとした都市計画道路の整備、下水道の整備、都市排水設備の整備、都市公園の整備、近鉄富吉駅南地区における土地区画整理事業などと説明があります。また、広報「かにえ」9月号にも説明が載っています。該当世帯にも事前通知も来ております。うちにももう既に通知が届いております。

しかしながら、町民から見ると、先ほども申し上げましたが、分かりにくい部分、曖昧な部分もあると思いますので、改めて確認しながら質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目、そもそも都市計画事業とは何でしょうか。また、令和6年度の町の予算の中で、都市計画事業に該当するものがあれば何でしょうか、教えてください。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、まず、都市計画事業とは何かということについてお答えをさせていただきます。

まちづくりのルールを定める都市計画におきましては、生活に必要な都市の骨組みを形づくる施設で、都市計画に定めることのできるものを都市施設といいます。この施設、都市施設には、道路や鉄道などの交通施設や公園、緑地などの公共空地、下水道やごみ焼却場などの供給処理施設などがございます。これらの都市施設を整備するに当たり、都市計画に定め、都市計画法に基づく知事の認可を受けて行う都市計画道路などの都市施設の整備に関する事業とJR蟹江駅の北側ですとか、この役場周辺で実施をしました土地区画整理事業のような市街地開発事業を都市計画事業といいます。

次に、令和6年度の予算の中ではということですが、こちらにつきましては、都市計画道路南駅前線整備事業と下水道整備事業が都市計画事業に該当をいたします。

なお、令和7年度以降には、現在組合の設立認可を予定しております近鉄富吉駅南地区の土地区画整理事業にも都市計画税の充当が可能となります。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

基本的なところからで、ありがとうございます。

2点目、町には都市計画事業で整備した道路や公園がたくさんあると思いますが、それらの維持補修や更新は都市計画税の対象となるのでしょうか。例えば、源氏泉緑地の護岸改修などはどうでしょうか、教えてください。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

ちょっと繰り返しにはなりますが、都市計画税は、都市計画法に基づく知事の認可を受けて行う都市計画道路などの都市計画施設の整備に関する事業や土地区画整理法に基づいて行

う土地区画整理事業に対して充当できる目的税でございます。国土交通省が定めております都市計画運用指針では、都市計画施設の整備については、新設だけではなく、バリアフリー化や耐震改修など、計画的な改修や更新についても対象となるという方針は示されております。

ただ、今回の源氏泉緑地の護岸改修につきましては、矢板の剥離に伴う緊急的な修繕でございますので、都市計画事業には該当せず、都市計画税の充当もできないものとなります。

ただし、今回の改修事業につきましては、公園施設長寿命化計画に基づき、国庫補助金と起債を主な財源として実施をさせていただいておるものでございます。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

何らかの補助・交付金対象があれば有効に活用していただけると、蟹江町のためにはなるかなと思っております。

3点目、道路や公園の維持補修は、都市計画税導入により捻出された一般財源で行うことになるようではありますが、都市計画税導入により捻出された一般財源というものはどのようなものなのでしょうか。そもそもばかりで申し訳ありませんが、そもそも一般財源とは何かから説明をお願いいたします。

○総務課長 藤下真人君

それでは、そもそも一般財源とは何かからご説明させていただきたいと思います。

当町の一般会計の歳入は、第1款町税から第22款町債まで様々な項目があります。これらの歳入は、町が受け取る時点でその使い道が決まっているか否かで、一般財源または特定財源のいずれかに分類されます。使い道が特定されており、特定の経費にしか充当できないものが特定財源であり、国・県支出金や地方債、使用料・手数料、分担金・負担金などがこれに当たります。

一方、使い道が決まっておらず、どのような経費にも充当可能なものが一般財源であり、町税や地方譲与税、地方交付税などがこれに当たります。

一般財源が多いほど行政運営の自主性が確保され、地域の実態に即応した行政の展開が可能となるため、一般財源はできる限り多く確保することが望ましいと考えられております。

次に、都市計画税導入により捻出された一般財源とは何かについて、併せてご説明させていただきます。

当町では、当時実施していた都市計画事業等にある程度のめどが立ったという理由で、平成6年度から都市計画税の課税が廃止されて以降、都市計画税を課することなく、一般財源や町債を活用して都市計画事業等を進めてまいりました。

限りある一般財源を都市計画事業等にも活用してまいりましたので、公共施設等の維持補修や

年々増加する社会保障経費などに活用できる一般財源が目減りしている状況が続いております。

今回、都市計画税を再導入することで、都市計画事業等をさらに推進することはもとより、これまで都市計画事業等にも活用せざるを得なかった一般財源をほかの重要な事業に活用できるようになるという一つの考え方があります。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

4点目、ということであれば、捻出されたものは一般財源ということですので、例えば、今注目を集めている給食費の補助といったそういうソフト事業、そういったものにも活用することはできるのでしょうか、お願いいたします。

○総務課長 藤下真人君

ソフト事業にも活用できるのかということについて答弁させていただきます。

都市計画税の導入に伴い捻出されるということから考えますと、一般財源ではありますが、まちづくりや災害対策に関するハード事業に優先して活用したいと考えております。

以上です。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございました。

やっぱり、捻出されたものに近いところに使うという、そういう方針だということですね。それでは、次です。

過去に実施した都市計画事業の地方債の償還についても、都市計画税の対象となると聞いております。町ではどのような事業が該当するのでしょうか。また、それらはおよそ幾らになるのでしょうか。答弁お願いいたします。

○総務課長 藤下真人君

ご質問のとおり、都市計画税は、都市計画事業等の実施のため借り入れた借入金の償還金についても充当することができます。

当町においては、一般会計において、令和7年度に償還を予定している事業で借入れ年度が古いものから、日光川ウォーターパーク整備事業、今駅北地区土地区画整理事業、七宝蟹江西福田線街路整備事業、自由通路等整備事業、南駅前線整備事業といった事業が該当し、令和7年度の償還予定額は、1億1,200万円ほどとなります。

また、下水道事業会計では、平成14年度以降、下水道整備事業債を毎年度発行しておりますが、令和7年度の償還予定額は2億7,200万円ほどとなります。

以上です。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

そういった償還にも使えるということで、事業と、それから償還とか、そういったものなるべくバランスよく組み立てていただきたいなと思っております。

では6点目、都市計画税の使い道を、いつ、どのような方法で公表するのでしょうか。その際、都市計画税により捻出される一般財源で実施した事業も明らかにするのでしょうか。お教えをお願いいたします。

○総務課長 藤下真人君

都市計画税の使い道については、決算書と併せて提出する主要施策成果及び実績報告書の中でお示しし、決算の認定をいただいた後に、その内容を町公式ホームページ上で公表する予定です。

都市計画税の使途として、対象となる事業ごとに、例えば南駅前線整備事業に幾ら、下水道整備事業に幾らといった形で公表することとなると考えております。

対象となる事業における都市計画税の充当可能額の合計は、都市計画税の歳入見込額を上回っており、都市計画税の税収額全てがいずれかの事業に充当されることとなります。

都市計画税により捻出される一般財源で実施した事業については、考え方としては持っていますが、金額等正確に特定できるものではなく、明らかにすることは困難です。

以上です。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございました。

お金に色はついていないので難しいという感じでしょうかね。

それから、地方債の償還もあるので年度の都市計画税だけでは足りないよということだと思えます。

7番目、単なる財源不足に充てましたというのではなく、都市計画税を活用してよりよい町をつくるために効果的な事業を実施するという積極的な姿勢を持つべきではあると思いますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○副町長 加藤正人君

それでは、私からご答弁を申し上げます。

現在、来年度の当初予算の査定作業を行っているところでございますけれども、都市計画税を見込んでも各部からの予算要求額が歳入見込額を大きく上回っております。これからどのように優先順位をつけて歳出を圧迫をしていくのかということで、頭を悩ませるところでございますけれども、もし都市計画税がなかったらどうなっていたかと思うと、町民の皆様、議員の皆様に改めて感謝を申し上げる次第でございます。

その上で、都市計画税の税収をどのように活用していくのか、制度上使い道に制約があるのは先ほど来の答弁のとおりでございますが、下水道整備にしろ、南駅前にしろ、あるいは

富吉駅南の土地区画整理事業にいたしましても、蟹江町をよりよい町にしていくための重要な事業でございます。都市計画税を活用しながら、しっかりと進めていきたいと考えているところでございます。

また、過去に終了した事業の起債の償還に充てる部分につきましても、その事業の効果は現在に及んでいるところでございまして、負担の平準化、あるいは公平化に資するものと考えているところでございます。

さらに、都市計画税で捻出をされた一般財源につきましては、先ほどの答弁のとおり明示することは困難ではございますけれども、例えば中学校の体育館へのエアコン設置につきましては、仮に都市計画税の再導入がなければ2校同時設置を決断することは難しかったのではないかなというふうに感じております。そういった面で、広い意味では都市計画税の効果というふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、厳しい中で住民の方からいただく貴重な財源でございます。有効に活用できますよう、予算編成においてしっかりと検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

都市計画税というのは、町民全体から満遍なくいただくものではなくて、やはり市街化区域にお住いの世帯からいただくということで、やっぱり、何というんですか、ぜひとも不公平感を感じるようなことのないように、しっかりと運用していただきたいと思います。と思っています。

8点目、それでは町長にお尋ねをいたします。

都市計画税の活用を含め、今後、蟹江町においてどのようなまちづくりを進めていかれるのか、町長のお考えをお聞かせ願います。

○町長 横江淳一君

それでは、安藤議員のご質問にお答えをしたいと思います。

都市計画税導入につきまして、有効活用を求むという題目で一般質問をいただきました。

今、財政担当、そして副町長のほうからご答弁を差し上げました。ほぼ網羅をしていると思います。重要なインフラ整備がまだまだ遅れている部分もあります。愛知県、ご存じのように54市町村でございます。その54市町村のうち都市計画税を導入をしていない地域が海部郡に偏っております。どうしても分かりませんが、津島市は蟹江町と同時に行っておりましたが、今は、だから3市2町1村が都市計画税の導入をしてございません。蟹江町が来年1月1日付、4月からということで導入をさせていただきますが、それぞれの判断がその当時あったというふうに理解をしています。

その頃私は議会議員もしておりません。商工会の一役員でありましたが、確かに記憶の中

では都市計画税を廃止することによって、もう既に都市計画はほぼ終了したと、そういう言い方だったのかちょっと記憶には定かじゃないんですけども、終了するよということで、貴重な財源がなくなっていいのかなという危惧する気持ちは仲間と共有したのを覚えております。しかし、ここへ来まして、蟹江町の都市計画マスタープランにのっとり地域の開発をするに当たり、特に大きな財源歳出は下水道であります。先ほどから説明してございますけれども、平成16年から下水道工事に着手をし、21年度から4市2町、日光川流域下水道ということでスタートをさせていただきました。当蟹江町、今年度で7割弱の普及率を下水道だけで今なっているわけでありますが、いよいよ、今、大変難しい温泉通りの工事に着手しておりますのは、安藤議員も周知をいただいているというふうに思っております。

そんな中で、今後、じゃ下水道計画いつまでなんだということをよく住民の皆さんにも聞かれますし、議会でも担当がお答えしたというふうに思っておりますが、一応、令和12年の完成、これは、ただ市街化区域に限るということで、市街化調整区域まで及ぶとなると、もう少し時間がかかってしまうんじゃないか、昨今の資材高騰、人件費等々を考えると非常に厳しい状況が来るであろうということを数年前からもう察知をしてございまして、国土交通省、担当の方とは何度かお会いをして、令和8年に新規の下水道事業についての補助金は徐々にカットしていくよということをもうずっと前から聞いておりまして、アクションプランを再度出し直し、令和8年度が概成ということが、これ国土交通省のほうでは、下水道部のほうでは今通っているわけでありますが、そんなことも含めて大変厳しい状況になるんじゃないのかなということも含めまして、議員の皆様方、町民の皆様方に、先ほど副町長も申しましたとおり、都市計画税を導入することに可決をいただきました。本当に感謝を申し上げたいと思います。

ただ、今、安藤議員おっしゃったように、不平等感がないように、非常に厳しいご意見でありまして、市街化調整区域のところには、先ほど言いましたように、まだ下水道の延伸計画ができてはございません。ある意味、非常に、道路1本挟んで、片や下水道ができる、片や合併浄化槽のということで、非常に申し訳なく思っておりますし、JRの橋上駅も大変皆様方にご無理を言いまして、今現在、起債もございまして、非常に厳しい状況の財政の中で、今行政運営をやらせていただいておりますのも事実であります。

この都市計画税がこの先どのような効果に出るか、まだまだ詳しいことは分かっておりませんが、蟹江町にとっていろんな財源に使えることは間違いないというふうに思っております。

ただ、物価高騰が、人件費高騰が、資材高騰がどういう状況になるかは、今の時点ではなかなか難しい状況にはなりますけれども、それでもやっぱり、蟹江町、今年で135年、歴史のある町であります。未来永劫発展するためには、住民の皆様方には大変恐縮ではございますけれども、都市計画税をいただいたということだけご理解をいただければありがたいと思

いますし、十分この都市計画税の効果を出します。出せるようにしっかりと見てまいりたいというふうに今現在は考えてございます。

以上であります。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

随分前から入念な調査、準備、そしてこの都市計画税の導入、そしてそれから先の計画、見込み、そういったことをお聞きしました。本当にしっかりと考えられておるなと思っております。

それでは、ここから核心に入ってまいります。

この都市計画税条例が議決・成立したとはいえ、まだ緒に就いたばかりであり、来年4月の課税開始にもたどり着いていません。また、その都市計画税を活用して実施する事業の中の南駅前線などの都市計画道路の整備や近鉄富吉駅南地区における土地区画整理事業などは、その成り行きをしっかりと見定め、確実なかじ取りが求められる重要案件ばかりであります。

そのほかにも、蟹江町には、ハード・ソフトを含め、解決していかなければならない問題が山積している状態であることは横江町長が一番よくご存じのことと思います。

そんな状況の中、来年3月をもって、正確には4月1日ですかね、をもって横江町長の任期が満了を迎えます。今朝の一部報道には、意向として報じられておりますが、この蟹江町にとって、重大局面において、横江町長のご決断をお聞かせください。

○町長 横江淳一君

今、安藤議員からご質問をいただきました件についてお答えをいたします。

先ほど都市計画税の必要性、重要性を説かせていただきました。でも、最終的には住民の皆さんに課税を強いることになります。大変恐縮だということもお話をさせていただきました。ルールをつくって、あとは知らないぞという、そんなものでもないということも十分理解をした上で私のこれからの進退についてお話をさせていただきます。

平成17年3月25日、これ愛知万博のオープニングですけれども、そのときが私の出陣式がありました。第1期目のスタート、雪が降っておりまして、鮮明に記憶をいたしております。そこからもう既に19年がたちました。町民の皆さんの負託を受け、蟹江町をここまで皆さんと一緒に発展をさせてきたというふうに私自身は思っておりますし、これは私自身だけの力ではございません。もとより、二代表制からなるこの議会議員の皆様方、メンバーは若干代わりましたけれども、皆様方到大変ご協力をいただき、是々非々の中で町政を進めてまいりました。本当に感謝に堪えません。この蟹江町が今現在も未来永劫発展するように、そして町民の皆さんが喜ばれるような、そんなまちづくりをしてきたつもりでございます。

そんな中で、来年度はということであります。私自身、正直な話、大変心が揺れ動いた時期はございます。それは、財政の、先ほど副町長も申しましたとおり、これは真実でありま

して、今、副町長査定をやっておりまして、本当に厳しい、これはどこの首長さんもおっしゃいますけれども、厳しい、苦しい予算査定を今やっているのが現実であります。国の状況を見ていただければ分かります。なかなか、補正予算は通りましたけれども、この先の道の道が待っているというふうに思っています。

そういう意味で、当蟹江町もほかの自治体、愛知県の54市町村全く一緒であるというふうには、財政力の非常に豊かなところもあるやに聞いておりますが、それはそれといたしまして、ほぼ苦しい状況が続くと思いますが、そんな中で、ルールを決めて、じゃ実践をしないというのはどうなんだろうという住民の皆さんもあります。これは事実であります。

そういう意味で、私自身も、今回仮にチャレンジをさせていただくということになれば6期目、多選じゃないか、年も年、まあどうだろう、そんな声もたくさんここまで聞きました。しかしながら、決断をさせていただきたいと思いますのは、町民の皆さんの負託がいただければ、再度蟹江町の町長選にチャレンジをし、これはもう町民の皆さんが決めることであります。私がやりたいと言っても、いやこれはもう辞めたほうがいいのかという審判が下れば、これは決定することです。

今、議場で座って、ほんの数秒間ですけれども、安藤議員の質問に対してお答えできる精いっぱい答えとしては、精いっぱい頑張ってこの蟹江町政をしっかりと前へ進める、その気力を出そうと今決意をさせていただきました。

浅学非才な私でございます。どうぞ議員の皆様方、是々非々はあつて当たり前のことではありますが、どうぞお力添えいただき、蟹江町の町民が住んでよかった、住みたいなと思うようなフェーズの高い次元にもう来ておりますので、どうぞご協力いただきますこと、そして一所懸命私も町政に邁進してまいりますので、ご協力をお願いして、私の決意というのか今現在の考え方を示させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(拍手)

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。ご決断ありがとうございました。

都市計画税施行及びそれを活用して実施する事業の安定運用をはじめ、この先の町政運営は非常に困難が予想されます。であるからこそ、経験豊富であり、人脈豊富、そしてまだまだ軽いフットワークをお持ちの横江淳一町長がこの蟹江町には必要不可欠であります。

蟹江町、そして蟹江町民の将来、未来のために、そしてそのためには、我々支援する議員たちも協力を惜しみませんので、横江町長におかれましては、今後も力の限りを尽くしていただきますようお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

(拍手)

○議長 水野智見君

以上で安藤洋一君の質問を終わります。
以上で本日の日程は全て終了しました。
本日はこれにて散会します。

(午前10時04分)